

2026年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社 大 林 組
 代表者名 代表取締役社長 兼 CEO 佐藤 俊美
 (コード: 1802、東証プライム)
 問合せ先 本社総務部長 西 達郎
 (TEL 03 - 5769 - 1017)

「役員報酬B I P信託」の継続及び一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役及び当社と委任契約を締結している執行役員（社外取締役を除く。以下「取締役等」）を対象とするインセンティブプランとして採用している役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託の株式報酬制度（以下「本制度」）の改定に関する議案を、2026年6月29日開催予定の第122回定時株主総会（以下「本株主総会」）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 改定の目的について

当社は、2022年及び2024年に大林グループ中期経営計画2022及びその追補を策定し、これらの着実な推進に取り組み、当社グループの企業価値向上に努めてまいりました。

当社グループが今後もすべてのステークホルダーからの期待や要請に応えつつ、持続的な成長及び更なる企業価値の向上を実現していくためには、国内外の優秀な経営人材の確保とともに、企業価値の中長期的な向上に対する取締役等の強い貢献意欲と責任ある主体的な関与が重要と考え、本制度の一部を改定することといたしました。

具体的には、本制度に係る株式報酬枠を拡充するとともに、その支給内容についても、これまで短期及び中長期業績指標の達成度並びに役位毎の職責に応じて支給していた株式報酬を中長期業績指標の達成度に応じて支給される「業績連動株式報酬」に一本化することにより、業績目標達成を通じた中長期的な企業価値向上に対するインセンティブを高めることとしております。

また、本制度における株式交付は、従来と同様に取締役等の退任時となることから、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することとなり、退任時まで中長期的な企業価値増大へのインセンティブ効果が持続することとなります。

なお、当社は取締役会の諮問機関として、社外取締役が委員の過半数を占め、かつ社外取締役が委員長を務める報酬委員会を設置しており、今回の本制度の改定について、企業価値向上の観点からも相当であるとの審議結果が出ております。

現行の本制度の概要につきましては、2021年5月12日付「「役員報酬B I P信託」の継続及び一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

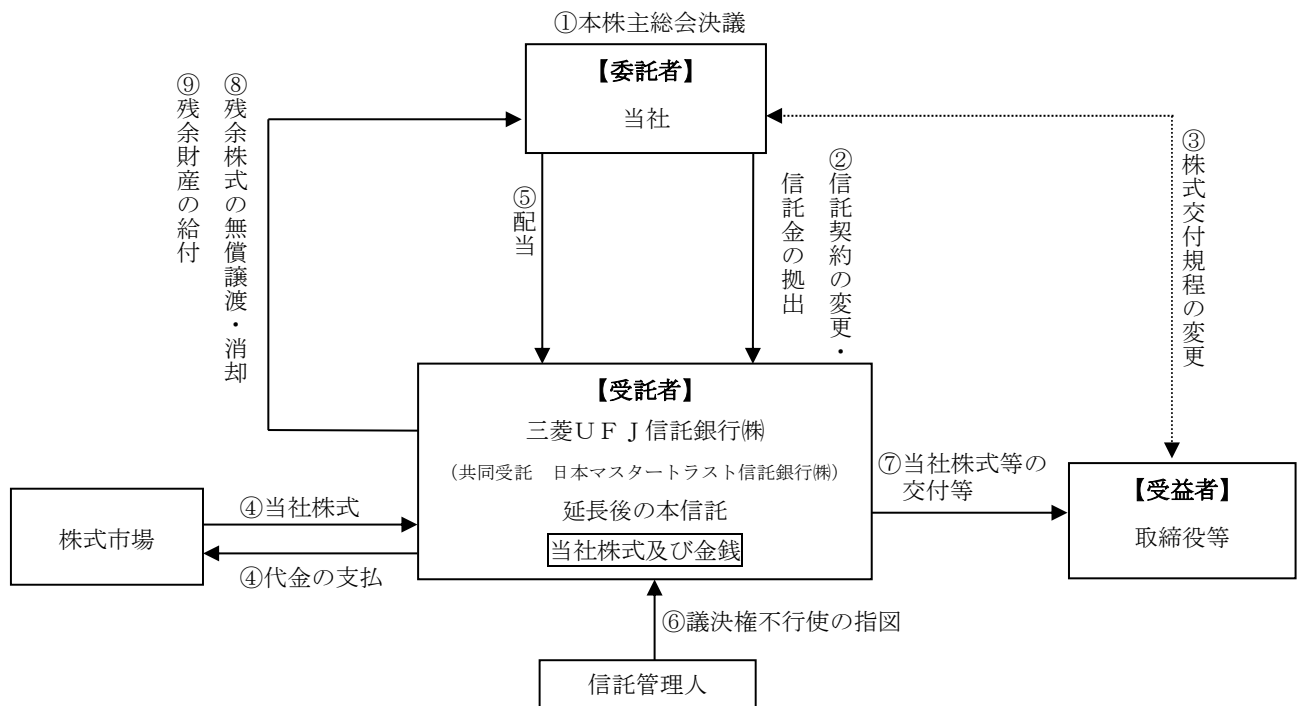
2 本制度の継続及び一部改定の概要について

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として、信託を通じて当社株式を取得し、業績目標の達成度や役位等に応じて毎期待与されるポイントに相当する当社株式を、原則として取締役等の退任時に交付する業績連動型の株式報酬制度です。

本制度の具体的な改定内容は以下のとおりであり、本制度改定に伴う当社株式の追加取得は株式市場からの取得とするため、株式の希薄化は生じません。

①本制度の対象者	取締役及び当社と委任契約を締結している執行役員(社外取締役を除く)
②対象期間	当初の対象期間は2027年3月末日に終了する事業年度から2029年3月末日に終了する事業年度までの3事業年度。なお、対象期間の満了時において、さらに対象期間を3年間延長することがあり、これは一度だけに限らず、その後も同様に行うことがあります。
③当社が拠出する金員の上限額	3事業年度を対象として、合計3,000百万円
④取締役等に対して交付される当社株式数の上限	1事業年度当たり取締役等に付与されるポイント総数の上限は500,000ポイント。1ポイント=当社普通株式1株に換算された株式数の当社発行済株式総数(2026年3月31日時点、自己株式控除後)に対する割合は1事業年度当たり約0.07%(3事業年度当たり約0.22%)。
⑤取締役等に交付される当社株式の算定方法	取締役等に対し、信託期間中の毎年一定の時期に、当社の業績に連動したポイント(以下「業績連動ポイント」)を付与します。 業績連動ポイントは、役位毎にあらかじめ定められた業績連動支給基準に関する個人別ポイントに、原則、当社の中期経営計画等が掲げる経営指標目標を参考に当社取締役会があらかじめ決定した業績目標(※)の達成度等に応じて、0~150%の範囲で変動する業績連動係数を乗じて算出されます。 なお、在任期間中に死亡した取締役等については、死亡時までの期間に応じて、付与するポイントを調整します。
⑥当社株式の交付時期	取締役等の退任時(当該取締役等が死亡した場合は死亡時)
⑦本信託における当社株式の取得方法	株式市場からの取得

※ 業績目標については、「中期経営計画2022」の対象期間(2022年度~2026年度)中は、「中期経営計画2022」の主要な経営指標目標であるROE等に基づいて設定し、当該対象期間終了後は、次期中期経営計画等における経営指標目標を参考に、報酬委員会での審議を経て、当社取締役会で決定する予定です。



- ①当社は、本制度の一部改定に関して、本株主総会において承認を得ます。
- ②当社は、信託契約の変更の合意に基づき、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託の信託期間を延長します。
- ③当社は、本制度の継続にあたり、株式交付規程を一部改定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、信託契約の変更時に信託財産内に残存する金銭及び②で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。信託期間の延長後に本信託が取得する株式数は、①の本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤本信託内の当社株式に対する配当は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権が行使されないものとします。
- ⑦信託期間中、業績目標の達成度及び役位等に応じて、取締役等にポイントが付与され、累積されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等の退任時（当該取締役等が死亡した場合は死亡時）に、累計ポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式が本信託から交付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑧信託期間中における業績目標の未達等により信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) 当社は、本株主総会決議で承認を受けた株式取得資金の範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本制度を継続する可能性があります。

(ご参考)

【信託契約の内容】

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	受益者要件を充足する当社の取締役等に対し、一定の当社株式の交付及び金銭の給付をすることで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めること
③委託者	当社
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
⑤受益者	取締役等のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦信託延長契約日	2026年7月27日（予定）
⑧延長後の信託期間	2026年7月27日（予定）～2029年8月31日（予定）
⑨延長後の制度開始日	2026年7月27日（予定）
⑩議決権行使	行使しない
⑪取得株式の種類	当社普通株式
⑫信託金の上限額	3,000百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む）
⑬株式の取得時期	2026年8月（予定）
⑭株式の取得方法	取引所市場より取得
⑮帰属権利者	当社
⑯残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とする。

- (注) 1 制度延長に際し、当社、受託者及び信託管理人との間で本制度の延長に関する合意書を締結します。同合意書の締結後、本株主総会で承認を受けた信託金の上限（信託期間内に3,000百万円）及び取得株式数の上限（信託期間内に1,500,000株）の範囲内で金銭の追加拠出及び株式の追加取得を行います。
- 2 株式の取得は、延長後の信託期間内で最初に到来する決算発表（2027年3月期第1四半期決算発表）後に行います。

以 上